十八万六千五百円」に改め、同表第四号中「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・九九〇」を「〇・九九三」を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七」に、「五十九万千七百円」を「五十八万九千九百円」に改め、同条第二項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同項の表中「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九九三」を「〇・九九〇」に、「〇・九九六」を「〇・九九三」を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「（平成二十一年十二月」を「（平成二十二年十二月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・九九〇」を「〇・九九三」を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七」に改め、同条第五項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

附則第三条の見出し中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同条第一項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同項の表第一号中「百六万七百円」を「百六万七百円」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「五百十八万千五百円」を「五百十六万五千七百円」に、「三百三十八万九千八百円」を「三百三十六万九千八百円」に、「二百三十三万七千三百円」に、「二十万四千百円」を「二十万三千五百円」に、「六万五千四百円」を「六万四千百円」に、「十三万八千五百円」を「十三万八千百円」に、「百三十万千七百円」を「百二十九万七千七百円」に、「七十八万八千九百円」を「七十八万六千五百円」に、「七万五千六百円」を「七万四千百円」に、「二十二万七千円」を「二十二万六千三百円」に、「百八十三万七千七百円」を「百八十三万二千百円」に、「百七十一万三千二百円」を「百七十万八千円」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二二」に改め、同表第二号中「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二二」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二二」に改め、同条第二項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「百分の十九・七」を「百分の十九・三」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二二」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十四年度」に、「平成十七年」を「平成二十二年」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十三年四月以後」を「平成二十四年四月以後」に改め、同項の表第一号中

「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八
二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九
二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一」

を

「平成	〇・九九八
平成	」

に改め、同表第三号中「七十八万八千六百円」を「七十八万六千六百円」に、「七万五千六百円」を「七万四千百円」に、「二十二万七千円」を「二十二万六千三百円」に、「百八十三万七千七百円」を「百八十三万二千百円」に、「百七十一万三千二百円」を「百七十万八千円」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二二」に改め、同表第四号中「〇・九八一」を「〇・九七八」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二二」に改め、同条第二項から第四項までの規定